

補償の対象となる市民活動の具体例

本補償制度の対象となる活動の具体例は以下のものが挙げられます。

市民活動の区分	具体例（活動のための準備も含む）
地域社会活動	自治会、まちづくり推進組織、ＰＴＡが行う公益活動、清掃（草刈機使用によるものを含む）、防犯・防災、交通安全、町内のまつり（神社の祭りなどは適用外）などの活動等
青少年健全育成活動	子ども会、青少年団体の指導育成活動、非行防止のための補導・パトロール活動など
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木の手入れ、慰問等）、在宅高齢者・障がい者支援活動など
社会教育活動	レクリエーション活動、スポーツ大会（スポーツを目的として組織された団体が行う練習・試合・遠征等の活動は適用外）、健康体操、講演会・講習会・研修会・研究会等の開催運営活動など
市等が主催する上記に準ずる事業・活動	清掃活動（河川清掃、クリーンアップ活動等）、防災訓練、市主催の各種講座・講演会への協力など

※ 傷害補償及び弔慰金は、活動場所と参加者の住居との合理的な経路における往復中の事故も補償対象となります。

（注意）

- ① この補償制度は、市民活動における全ての活動を補償するものではありません。対象となる活動・事故や対象とならない活動・事故があります。
- ② 山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険度の高いスポーツ、祭りの際の神輿の疾走等危険な行為による事故は、補償の対象になりません。
- ③ 故意若しくは重大な過失による事故、戦争・暴動・社会的な騒じょうによる事故、地震・噴火・洪水・津波による事故は、補償の対象になりません。